

気光治療院

以前は [Yahoo! JAPAN - 地域情報 > 日本の地方 > 関東 > 東京都 > 区市町村 > 西東京市 > 健康 > 各種療法](#) に登録されていたが、逮捕後によりやく削除された模様。

医師法違反の疑い

気光治療院では癌治療と称する行為を行っているが、癌治療：治療師の立場からによれば医師免許は持っていないようである。

免許取得 あん摩マッサージ指圧師 神奈川県 第 2664 号

医業は医師しかできない。医業類似行為は、あん摩、マッサージ、指圧、鍼、灸、柔道整復（ほねつぎ・接骨・整骨）についてのみ、対応する資格があれば出来る。医師免許のない者が医業および資格と対応しない医業類似行為を行えば医師法違反となる。

返金保証

以前の治療受付と体験治療のご案内 (2003/2/22) には、以下のように書かれていたが、現在は修正されている。この記述は少なくとも、2002年6月3日～2003年2月22日の間に見られる。

万が一検査の結果、腫瘍が消滅していない場合は全額を返済致します。(要診断書)

仙台地裁判決の通り「ここ10年間で約30人の患者に治療を施したが一度も治癒できていない」のであれば、返金保証など出来るはずがないのだが、本当に保証していたのか疑わしい。2ちゃんねるの投稿によると、匿名の投稿なので真偽は定かではないが、患者の容態が悪くなると「返金請求をしない旨の念書を書かないとこれ以上の治療は出来ない」と脅していたらしい。これが事実であったとしても、詐欺による契約は無効とする民法の規定によって、この念書は法的に無効となり、損害賠償訴訟をおこすことは可能である。

警視庁捜査2課&田無署逮捕(2005年9月15日)

朝日新聞 / 「がん治る」と290万円詐欺 容疑の2人逮捕

「遠赤外線を活用した治療法で必ずがんは治る」などと効果のない治療法を勧め、乳がんの女性から治療費名目で約290万円をだまし取ったとして、警視庁は15日、マッサージ師で診療所「気光治療院」経営秋元繁(63)＝東京都西東京市田無町5丁目＝と、診療所手伝いの大和田光子(56)＝同＝の2容疑者を詐欺容疑で逮捕した。同庁は、2人がこの女性を含めた8人(うち4人は既に死亡)から計1600万円を詐取したとみて調べている。

同課によれば、2人が使っていた治療機器は凝りをほぐす効果があるだけで、がん治療の効果はなかった。治療の効果を疑う女性に2人は「あと3回治療を受ければ治る」と説得。女性が体調不良を訴えると「それが体の好転反応」とごまかしていたという。「免疫力が低下する」として他の病院で受けていた抗がん剤の投与もやめさせていた。

読売新聞 / 「遠赤外線でがん治す」詐欺容疑で指圧師夫婦を逮捕

「遠赤外線でがんを治す」などとインターネットでうたって患者を集め、治療費をだまし取っていたとして、警視庁捜査2課と田無署は15日、東京都西東京市田無町5、「気光治療院」経営者で指圧師の秋元繁(63)と、内縁の妻で同院手伝いの大和田光子(56)の両容疑者を詐欺の疑いで逮捕した。

同課は、秋元容疑者らが02年6月以降、この女性を含む首都圏や大阪府などの男女7人から

計約1600万円をだまし取ったとみているが、このうち4人はすでに死亡している。

毎日新聞 / がん治療詐欺：指圧診療所経営者ら2容疑者逮捕 警視庁

「遠赤外線治療でがんが治る」などとうそを言って、がん患者から治療費をだまし取ったとして、警視庁捜査2課と田無署は15日、西東京市田無町、マッサージ・指圧診療所「気光治療院」経営、秋元繁(63)と同所、診療所手伝い、大和田光子(56)の両容疑者を詐欺容疑で逮捕した。02年6月ごろから、同様の手口でがん患者7人から計約1600万円を詐取したとみられる。

女性は今年5月にがんで死亡。同課は「遠赤外線で血行が促されてがんの転移が早まり、死期が早まった可能性がある」と話している。

共同通信 / 遠赤外線でがん治すと詐欺 診療所経営者ら2人逮捕

「遠赤外線でがんを治す」などとうそをついて患者から治療費をだまし取ったとして、警視庁捜査2課と田無署は15日、詐欺容疑で東京都西東京市の診療所「気光治療院」経営秋元繁容疑者(63)と、診療所手伝い大和田光子容疑者(56)の2人を逮捕した。

時事通信 / 「新がん治療法」と詐欺 = 「治せる」信じ患者死亡 - マッサージ師ら逮捕・警視庁

インターネットのホームページ(HP)で「がんの新しい治療法」などとうたい、治療費として仙台市の女性から現金をだまし取ったとして、警視庁捜査2課などは15日、詐欺容疑で東京都西東京市田無町、診療所「気光治療院」経営のマッサージ師秋元繁容疑者(63)と同所、診療所手伝い大和田光子容疑者(56)を逮捕した。

女性は結婚を控えた2003年7月に健康診断を受けた際、乳がんが見つかり、今年5月に死亡した。医師は摘出手術を勧めたが、秋元容疑者は「必ず治せる」などと安心させ、抗がん剤の投与も中止させたという。

仙台地裁判決(2005年6月27日)

共同通信 / 「効果ない」と賠償命令 がん治療“民間医療”で

効果のないがん治療で多額の治療費をだまし取られたなどとして、仙台市に住む40代の女性＝死亡＝が東京都内の「気光治療院」院長に損害賠償を求めた訴訟の判決で、仙台地裁の畑中芳子裁判長は27日、請求額通り約1220万円の支払いを命じた。

畑中裁判長は判決理由で、ここ10年間で約30人の患者に治療を施したが一度も治癒できていないと指摘したうえで「治療費を得るため、治療効果が全くないと知りながら原告を何度もだまし、適切な治療を受ける機会を失わせた」と詐欺行為を認定した。

毎日新聞 / がん治療賠償訴訟：気功「効果なし」1224万円支払い命じる - - 仙台地裁 / 宮城

「がんを治せる」という広告を信じて受診したが効果がなく、適切な治療を受ける機会を逸したとして、仙台市宮城野区の女性患者(47)が、がん治療をつたった東京都西東京市の「気光治療院」に感謝料などを求めた訴訟の判決が27日、仙台地裁であり、畑中芳子裁判長は請求通り1224万円の支払いを命じた。

判決によると、右乳がんをわずらった女性は04年1～3月、「切らずにがんが治せる」というホームページの広告を信じ同院で気功治療を受け、治療費292万円を支払った。しかし、腫瘍(しゅよう)が拡大するなど効果がなく、がん細胞が脳や骨に転移し重体に陥った。判決で畑中裁判長は「治療に効果はない。生命に重大な影響を及ぼす事柄を違法な金もつけの手段とした」と批判した。

最終更新時間：2005年09月18日18時45分32秒